

一般財団法人 ものづくり基金
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人 ものづくり基金 と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道室蘭市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、地域社会の活性化のため、産業振興及び地域振興の発展等に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ものづくり等に対する市場拡大支援等
- (2) ものづくり等に対する製品・技術開発支援等
- (3) ものづくり等に対する研究開発・知的財産取得支援等
- (4) ものづくり等の産業・地域を担う人材の育成・啓蒙活動支援事業等
- (5) 地域の社会生活環境・景観等の整備に関する活動等
- (6) 地域の社会文化に関する活動その他地域社会の振興発展に関する諸活動等
- (7) その他、本目的達成のために必要な活動支援事業等

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、当法人の設立に際して拠出する。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第7条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、この定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第8条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第9条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の帰属先の決定
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第14条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が評議員会の議長となる。

(招集)

第16条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで評議員会を開催することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第9条及び第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第18条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第19条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(解任)

第26条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることでできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 理事会

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印する。

第6章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 当法人の目的、事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第36条 当法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の処分等)

第37条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 運営委員会

(運営委員会)

- 第38条 当法人は、事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を設けることができる。
- 2 運営委員会は、理事長の命を受け、事業に関する運営事項について審議する。
 - 3 運営委員会の人員、組織及び運営等の必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第9章 公告の方法

(公 告)

- 第40条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、室蘭市において発行する室蘭民報に掲載する方法により行う。

附 則

- (附則) 1 当法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号
設立者 室蘭信用金庫
理事長 山田 隆秀

- (附則) 2 当法人の設立時評議員は、次のとおりである。

〈設立時評議員は3名となっております。〉

- (附則) 3 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 〈設立時理事は8名となっております。〉
設立時代表理事 山田 隆秀
設立時監事 〈設立時監事は2名となっております。〉

(附則) 4 当法人の最初の事業年度は、設立の日から平成29年12月31日までとする。

(設立時拠出財産目録)

設立者 拠出財産

設立者	拠出財産	
室蘭信用金庫	現金	30,000,000 円

平成30年2月27日 一部改正